個別契約書

株式会社トモノカイ(以下「甲」という。)と株式会社 GIG(以下「乙」という。)は、2022 年 11 月 30 日に甲乙間で締結したシステム開発基本契約書(以下「原契約」という。)に基づき、次のとおり個別契約(以下「本契約」という。)を締結する。 なお、原契約と本契約に齟齬がある場合は本契約の定めを優先して適用するものとし、本契約に定めのない事項は、原契約の定めが適用されるものとする。また、本契約において別段の定めがない限り、本契約で使用する用語の定義は原契約に従うものとする。

契約形態	準委任契約							
委託内容	● 塾講師 STATION リニューアルプロジェクト ● 要件定義作成支援業務							
委託料	月当たりの想定工数と委託料を下記の通りとします。							
	2023 年 1 月:合計月額:¥5,860,000 円(税別)							
	職種	人数	単価	金額(税別)				
	PM	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000				
	UXDesigner	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000				
	Designer	-	117 万円/人月	-				
	SE	1	86 万円/人月	¥860,000				
	BrSE	1	86 万円/人月	¥860,000				
	PL	-	90 万円/人月	-				
	TechLead	1	63 万円/人月	¥630,000				
	2023 年 2 月:合計月額:¥7,800,000 円(税別)							
	職種	人数	単価	金額(税別)				
	РМ	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000				

UXDesigner	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000	
Designer	1	117 万円/人月	-	
SE	1	86 万円/人月	¥860,000	
BrSE	2	86 万円/人月	¥1,720,000	
PL	0.5	90 万円/人月	¥450,000	
TechLead	2	63 万円/人月	¥1,260,000	

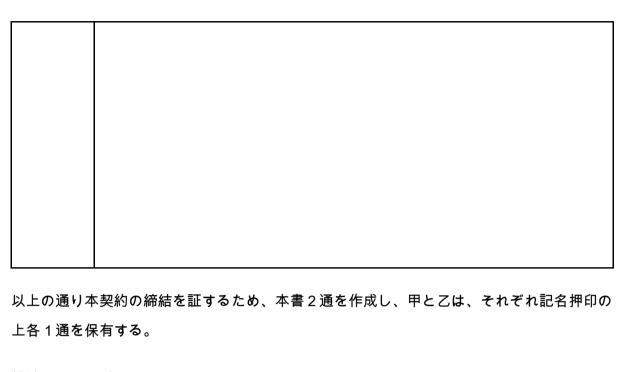
2023年3月:合計月額:¥10,140,000円(税別)

職種	人数	単価	金額(税別)
PM	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000
UXDesigner	1.5	117 万円/人月	¥1,755,000
Designer	2	117 万円/人月	¥2,340,000
SE	1	86 万円/人月	¥860,000
BrSE	2	86 万円/人月	¥1,720,000
PL	0.5	90 万円/人月	¥450,000
TechLead	2	63 万円/人月	¥1,260,000

- 1人月は20人日とします。
- 1人月は140時間、1人日は7時間とします。
- 乙の実際に稼働した工数(以下「稼働工数」といいます。)が上記想定工数を下回った場合も、甲は、乙に対して想定工数分の委託料を支払うものとします。
- 稼働上限は、上記想定工数の 110%とする。稼働工数が稼働上限に達しない場合、追加の委託料は発生しません。
- 稼働上限を超える作業が必要となる場合は、事前に甲乙協議の上、変更 契約を締結します。この場合、追加の委託料は、超過工数分を(単 価)/(140 時間)を時間単価として計算します。

支払方法 甲は、乙に対し、当月分の委託料を翌月末日までに、乙が別途指定する金融 機関の口座に振り込む。振込手数料は甲の負担とする。 期間 2023年1月4日から2023年3月31日とする。 特記事項 1. 作業スケジュールはプロジェクトキックオフまでに乙が作成し、キッ クオフ会議にて甲乙が誠実に協議の上、合意するものとします。 2. 甲は要件定義書を作成するにあたって必要な資料を準備・作成提供 し、乙は要件定義書と必要資料の作成をおこない、甲は要件定義書と 資料を確認の上フィードバックを行い、乙はフィードバックに基づい て修正もしくは甲乙が誠実に協議の上、変更要否を決定するものとし ます。 3. 乙は、甲の依頼に基づき、稼働時間の範囲内で既存システムの調査・ 分析を行うものとします。 4. 甲又は乙は、契約工数を見直す場合は、相手方に対して書面等で1ヶ 月以上前に通知し、甲乙が誠実に協議の上、相互所定の変更手続きを 行った上で変更できるものとします。 5. 本契約は、甲が作業の期限日時や稼働日時の指定できることを保証す るものではありません。具体的な作業依頼時に甲乙が誠実に協議の 上、の上で決定するものとします。 6. 甲乙は、何らかの理由でメンバーのスキルがマッチしない場合、甲乙 が誠実に協議の上、乙はサポートメンバー含めてメンバー調整をおこ ない、相談開始日の次月以降実施するものとします。 7. 要件定義書等の点検期間は、作業ごとに個別に甲乙が誠実に協議の 上、都度決定するものとします。 8. 連絡協議会は原則、週1回開催するものとします。 9. 乙は、要件定義書の確定又は本契約の作業期間の満了のいずれか最も 早く到来したときから5営業日内に原契約第11条第1項に基づいて 業務終了報告書を作成し、甲に提出する。甲による当該業務終了報告

書の確認期間は、5営業日とする。



締結日: 2022年11月30日

甲:東京都渋谷区渋谷 2-12-24 東建・長井ビル 5 階

株式会社 トモノカイ

代表取締役 徳岡臣紀 印

乙:東京都中央区日本橋浜町 1-11-8 パークレックス日本橋浜町ビル 4F

株式会社 GIG

代表取締役 岩上貴洋 印